

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長  
( 公 印 省 略 )

### 米国の外国口座税務コンプライアンス法への対応について

米国において、米国人による米国外金融機関の口座を使った租税回避を防止するため、2013 年 1 月 1 日に FATCA (the Foreign Account Tax Compliance Act : 外国口座税務コンプライアンス法) が施行されました。

FATCA 施行を踏まえ、複数国が米国と取決めを締結する等、税務情報収集に係る枠組みが構築されてきているところ、日米の当局は 2013 年 6 月 11 日に、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(以下、「日米当局声明」)(別添)を公表しました。

この日米当局声明においては、日米当局が、租税に関する相互支援に関し長年にわたる緊密な関係を有し、その関係を深めることで国際的な税務コンプライアンスを向上することを希望すること、及び、FATCA 実施の円滑化のための政府間協力は、多くの課題に対処し、日本国内の金融機関のため、負担を軽減すると想定されることが表明されております。

ついては、貴都道府県管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合等」という。)のうち、共済事業(元受共済事業)を実施している組合等に対し、下記の周知・徹底を要請願います。

また、上記組合等を通じ、当該共済事業を受託している組合等に対しても周知・徹底がなされるようご配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

日米当局声明を踏まえ、Reporting Japanese Financial Institution(以下、「報告日本国内金融機関」という。)に当たる金融機関は、以下の取組みを実施すること。

- (1) 2014 年 1 月 1 日までに米国内国歳入庁に登録し、米国口座の特定を含め、日米当局声明に記載の「FFI 要件」の必要事項(報告日本国内金融機関が、米国内国歳入法 1471 条(b)の必要事項を満たしているものと扱われるための必要事項)を実施する。

- (2) 米国口座であると特定された既存口座（2013年12月31日に金融機関において維持されている金融口座）については、
- (イ) 当該口座保有者から、米納税者番号を含め、FATCAで求められる情報の米国内国歳入庁への提供の同意が得られた場合、当該情報を米国内国歳入庁へ毎年報告する。
  - (ロ) 当該口座保有者から(イ)の同意が得られなかった場合、そのような不同意口座の総数・総額の情報を米国内国歳入庁へ毎年報告する。
- (3) 米国口座であると特定される新規口座（2014年1月1日以降、金融機関において開設される口座）については、口座開設の条件として、当該口座の保有者から、米国内国歳入庁に情報を報告することの同意を得て、毎年報告する。
- (4) 米国内国歳入庁は、(2)(ロ)の不同意口座の総数と総額に係る情報を用いて、我が国国税庁に対して、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」の第26条（情報交換）に基づき、仮に不同意口座の保有者から同意が得られたならば報告日本国内金融機関から報告されたであろう情報の提供を要請することが想定される。これを受け、我が国国税庁が、関係法令に基づき、金融機関に対して、米国内国歳入庁が提供を要請した情報の提出を求めた場合には、各金融機関は、これに迅速かつ適切に対応する。

以 上